

社会福祉法人アルプス福祉会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 一般相談支援事業の経営
- (ハ) 特定相談支援事業の経営
- (ニ) 障害児相談支援事業の経営
- (ホ) 移動支援事業の経営
- (ヘ) 地域活動支援センターの経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人アルプス福祉会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域社会から社会福祉の要請を受けとめ地域社会と一体となって無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を長野県松本市大字寿豊丘 6 4 2 番地 1 に置く。(以下「当事務所」という。)

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く、ただし、理事の員数を超える数でなければならない。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に「評議員選任・解任委員会」を置き、評議員の選任及び解任は、「評議員選任・解任

委員会」において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、評議員（次の評議員にならない者）1名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成し、その選任及び解任は理事会において行う。
- 3 評議員候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。「評議員選任・解任委員会」の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事会が評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を、「評議員選任・解任委員会」に説明しなければならない。
- 5 「評議員選任・解任委員会」の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 6 評議員は、役員又は職員を兼ねる事ができない。

（評議員の任期）

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第8条 評議員に対しての報酬は、支給しない。
- 2 評議員には費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

（構成）

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書、財産目録）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散の同意
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に係わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散の同意
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選出することとする。

4 第1項及び第2項の規定に係わらず、評議員（当該事項について議決に加わることが出来る者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、専務理事、常務理事を持って社会福祉法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のう

ちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

4 監事は、理事又は職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事（専務理事、常務理事）は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 事故等により理事長が欠けた場合には、理事会を開催し新たな理事長を選定する。

4 業務執行理事が欠けたときは、新たに業務執行理事が選任されるまで理事長がその職務を行う。

5 理事長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。

2 監事は理事会に出席し、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て定める。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な役割を担う職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決しこれを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選任及び解任

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に係わらず、理事（当該事項について議決に加わることが出来る者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長欠席の場合は、出席した理事全員が記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、収益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 長野県松本市大字寿豊丘609番地30

(建物 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建コムハウス養護所1棟 1階390.96㎡、
2階96.12㎡)

- (2) 長野県松本市大字寿豊丘609番地30

(宅地 コムハウス敷地 1688㎡)

- (3) 長野県松本市大字寿豊丘611番地15

(建物 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建作業所倉庫1棟 265.27㎡)

- (4) 長野県松本市寿豊丘611番地15

- (宅地 作業所用敷地 496.66 m²)
- (5) 長野県松本市大字新村字北原2750番地
(建物 鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建第2コムハウス養護所・作業所1棟
1階823.21 m²、2階22.95 m²)
- (6) 長野県松本市大字新村字北原2750番地
(建物 鉄骨造ガラス板葺平家建・作業所1棟 1階406.06 m²)
- (7) 長野県松本市大字新村字北原2750番地所
(宅地 第2コムハウス敷地 5181.00 m²)
- (8) 長野県松本市大字寿豊丘字門屋敷540番地3
(建物 木造合金メッキ鋼板葺2階建・養護所1棟1階118.59 m²、2階75.53 m²)
- (9) 長野県松本市大字寿豊丘字一位屋敷611番地15
(建物 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建・作業所1棟 59.62 m²)
- (10) 長野県松本市大字寿豊丘字一位屋敷611番地15
(建物 木・軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建・物置1棟 50.99 m²)
- (11) 長野県松本市大字新村2750番地
(建物 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建物置 51.68 m²)
- (12) 長野県松本市大字寿豊丘字寺裏609番地30
(建物 木造合金メッキ鋼板葺平屋建 養護所 92.74 m²)
- (13) 長野県松本市大字寿豊丘字一屋敷642番地2
(宅地 らいふあしすと敷地 1301.21 m²)
- (14) 長野県松本市大字寿豊丘字一屋敷642番地2
(建物 木造合金メッキ鋼板葺平屋建養護所 264.99 m²)
- (15) 長野県松本市大字寿豊丘字一屋敷642番地1
(宅地 らいふあしすと敷地 543.06 m²)
- (16) 長野県松本市大字寿豊丘字一屋敷642番地1
(建物 木造合金メッキ鋼板葺平屋建養護所 145.74 m²)
- (17) 長野県松本市大字寿豊丘字一屋敷642番地1
(建物 軽量鉄骨合金メッキ鋼板葺平屋建養護所 32.30 m²)
- (18) 長野県松本市大字新村字北原2750番地
(建物 木造合金メッキ鋼板葺平屋建養護所 69.56 m²)
- (19) 長野県松本市大字新村字北原2750番地
(建物 木造合金メッキ鋼板葺平屋建 作業所 59.62 m²)
- (20) 長野県松本市大字寿豊丘字大星789番地4
(宅地 グループホームことぶきの家敷地 231 m²)
- (21) 長野県松本市大字寿豊丘字大星789番地4
(建物 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 231.45 m²)
- (22) 長野県松本市大字寿豊丘字一本松607番11
(山林 967 m²)

(23) 長野県松本市神田一丁目 788 番 77

(宅地 グループホームカープハイツ敷地 305.51 m²)

(24) 長野県松本市神田一丁目 788 番 77

(建物 軽量鉄骨造ルーフィングぶき 2 階建 1 階 105.00 m² 2 階 105.00 m²)

3 その他財産は、基本財産、収益事業用財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て所轄庁である松本市の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、所轄庁である松本市の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せ行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当事務所に、当該事業年度が終わるまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類とともに次の書類を、当事務所に 5 年間備え置き、定款を当事務所に備え置き、いずれも一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

第 7 章 解 散

(解 散)

第35条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第37条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、所轄庁である松本市の認可を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁である松本市に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、社会福祉法人アルプス福祉会の掲示板に掲示すると共に官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第39条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次の通りとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	飯沼壽太郎		
理 事	赤羽禧夫		
理 事	諏訪元久		
理 事	倉科哲寛		
理 事	丸山一郎		
理 事	大谷庄司		
理 事	秋山睦子		
理 事	百瀬文雄		
監 事	宮坂 治		
監 事	南原利尋		
評議員	飯沼壽太郎	評議員	白戸 洋
評議員	赤羽禧夫	評議員	上原千尋
評議員	諏訪元久	評議員	降旗知子
評議員	倉科哲寛	評議員	伊藤朱實
評議員	丸山一郎	評議員	中西 博
評議員	大谷庄司	評議員	寺内昭子
評議員	秋山睦子	評議員	百瀬幸子
評議員	百瀬文雄	評議員	上條成子
評議員	太田瑞穂	評議員	松本千里

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

平成 30 年 4 月 1 日改定 (資産の区分の変更)

平成 31 年 2 月 1 日改定 (事務所所在地の変更)

令和 2 年 2 月 1 日改定 (土地取得、GH 建物取得、収益事業終結による変更)